

各鉱山 鉱業権者（鉱業代理人） 殿

九州産業保安監督部 鉱山保安課長
鉱害防止課長

梅雨期及び台風期における保安対策の強化について

貴鉱山におかれましては、常日頃から危害及び鉱害防止対策を講じられていることと存じますが、近年、梅雨期の集中豪雨及び台風等の風水害により、多数の人的被害、住家被害などが発生している状況です。

つきましては、梅雨期及び台風期におきましては、下記事項に留意のうえ保安確保に万全を期してください。

また、風水害により被害等が発生した際は、速やかに当部（別紙連絡先）へ連絡してください。

記

1. 管理体制等について
 - (1) 長雨、集中豪雨に対する監視及び警戒体制の確立
 - ① 連絡体制等の確立
 - ② 監視要員の適正な配置
 - ③ 巡視頻度の強化
 - ④ 豪雨時の避難場所・退避経路の確認及び周知
 - (2) 防災施設の事前点検・整備
 - (3) 照明設備及び応急資材等の確保並びに整備
2. 露天採掘場について
 - (1) 落雷による火薬類暴発防止対策の強化
 - (2) 永久又は仮残壁に対する点検の強化及び不良個所に対する補強工事等の実施並びに危険区域に対する立入禁止措置の徹底
 - (3) 転落石等による災害防止のための浮石除去の徹底及び転落石防止施設の整備
 - (4) 鉱山道路の点検の強化及び鉱山道路側溝等排水設備の整備
3. 坑内採掘場・地下施設について
 - (1) 異常出水に備えた排水施設の点検の強化及び整備
 - (2) 脆弱岩盤箇所への坑道に対する点検の強化及び支保等による補強工事の実施
4. 鉱害防止対策について
 - (1) 坑廃水処理施設の点検・整備
 - ① 水量、水質の変動に応じた確実な処理の実施並びに施設の整備
 - ② 処理用薬剤の確保
 - (2) 捨石、鉱さい及び沈殿物の集積場並びに鉱業廃棄物の坑外埋立場の点検・整備
 - ① 場内外水排除施設、非常用排水路の清掃・整備
 - ② よう壁、かん止堤、法面等の補強・整備
 - (3) 露天採掘鉱山の汚濁水流出防止対策の強化
 - ① 集排水路、沈殿池の浚渫・整備
 - ② 異常増水に対する処理設備の整備
 - (4) 閉そく坑口の点検等による出水防止対策の強化

【稼行鉱山関係（石油・天然ガス鉱山）】

事務連絡
令和4年5月12日

各鉱山 鉱業権者（鉱業代理人） 殿

九州産業保安監督部 鉱山保安課長
鉱害防止課長

梅雨期及び台風期における保安対策の強化について

貴鉱山におかれましては、常日頃から危害及び鉱害防止対策を講じられていることと存じますが、近年、梅雨期の集中豪雨及び台風等の風水害により、多数の人的被害、住家被害などが発生している状況です。

つきましては、梅雨期及び台風期におきましては、下記事項に留意のうえ保安確保に万全を期してください。

また、風水害により被害等が発生した際は、速やかに当部（別紙連絡先）へ連絡してください。

記

1. 管理体制等について
 - (1) 長雨、集中豪雨に対する監視及び警戒体制の確立
 - ① 連絡体制等の確立
 - ② 監視要員の適正な配置
 - ③ 巡視頻度の強化
 - ④ 豪雨時の避難場所・退避経路の確認及び周知
 - (2) 防災施設の事前点検・整備
 - (3) 照明設備及び応急資材等の確保並びに整備
2. 採掘場について
 - 坑井及びパイプライン等に対する点検の強化

【休廃止鉱山関係】

事 務 連 絡
令和 4 年 5 月 1 2 日

各鉱山 鉱業権者(元鉱業権者) 殿

九州産業保安監督部 鉱山保安課長
鉱害防止課長

梅雨期及び台風期における保安対策の強化について

貴鉱山におかれましては、常日頃から危害及び鉱害防止対策を講じられていることと存じますが、近年、梅雨期の集中豪雨及び台風等の風水害により、多数の人的被害、住家被害などが発生している状況です。

つきましては、梅雨期及び台風期におきましては、下記事項に留意のうえ保安確保に万全を期してください。

また、風水害により被害等が発生した際は、速やかに当部（別紙連絡先）へ連絡してください。

記

1. 管理体制等について
 - (1) 長雨、集中豪雨に対する監視及び警戒体制の確立
 - ① 連絡体制等の確立
 - ② 監視要員の適正な配置
 - ③ 巡視頻度の強化
 - ④ 豪雨時の避難場所・退避経路の確認及び周知
 - (2) 防災施設の事前点検及び整備の実施
 - (3) 照明設備及び応急資材等の確保並びに整備の実施
2. 坑廃水処理施設の点検・整備
 - (1) 水量、水質の変動に応じた確実な処理の実施並びに施設の整備
 - (2) 処理用薬剤の確保
3. 捨石、鉱さい及び沈殿物の集積場並びに鉱業廃棄物の坑外埋立場の点検・整備
 - (1) 場内外水排除施設、非常用排水路の清掃・点検
 - (2) よう壁、かん止堤、法面等の点検
4. 閉そく坑口の点検等による出水防止対策の強化

鉱山災害・事故受付体制（令和4年4月1日現在）

【勤務時間内】

勤務時間内は、各課の監督係又は総括係へ連絡して下さい。

○鉱山保安課 092-482-5928～5931（監督係・総括係）

○鉱害防止課 092-482-5933～5935（監督係・総括係）

【勤務時間外・休日】

危 害 関 係	■鉱山保安課 ① 鉱山保安課長 山田 智 ② 統括鉱務監督官 菊田 宗徳
鉱 害 関 係	■鉱害防止課 ① 鉱害防止課長 高口 龍也 ② 統括鉱務監督官 江崎 昭博
※勤務時間外・休日は、原則、上記①の各担当課長へ連絡して下さい。 上記①と連絡がとれない場合は、②の順番で連絡下さい。 ①、②とも連絡がとれない場合は、危害・鉱害にかかわらず、上記のいずれかの職員へ連絡下さい。	

《地震等自然災害について》

下記の事象が発生した場合には、速やかに鉱山被害の有無等について連絡をお願いします。また、当部より被害状況等の有無について、勤務時間外においても電話等で確認させていただく場合がありますのでご承知おき下さい。

なお、連絡方法につきましては、メールによる連絡を優先するようお願いいたします。

※メールが送信できないときは、FAX:092-471-5976へ

（記）
●震度5弱以上の地震が発生した場合
●大津波警報が発令された場合
●集中豪雨等の大雨があった場合 （1時間雨量50mm以上、3時間雨量100mm以上、24時間雨量200mm以上程度の降雨）
●台風が通過した場合

※なお、上記の事象に該当しない場合において、自然災害による被害が発生した場合は、速やかに報告して下さい。